

令和2年5月13日

各保護者 様

熊野市教育委員会

緊急事態宣言解除（見込み）に伴う臨時休校措置の解除について（お知らせ）

文部科学省から5月1日付で「学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」があり、臨時休業を行っている学校においても、基本的な感染症対策を徹底したうえで、3つの密を避けるように工夫して学校教育活動を再開し、学校において児童生徒が学ぶことができる環境を作っていくことにより、全ての児童生徒が教育を受けることができるようにしていくことが必要であるとの考え方が示されました。

また、令和2年5月12日現在、三重県内において感染者が4月25日以降確認されておらず、県の緊急事態措置及び国の緊急事態宣言も解除される見込みである状況を鑑み、令和2年5月7日（木）から令和2年5月31日（日）までの休校措置を解除し、令和2年5月18日（月）～令和2年5月22日（金）まで、感染予防に努めながら午前中2～3時間の授業を行います。

加えて、5月18日（月）からの一週間の状況を踏まえ、5月25日（月）以降の給食及び平常授業の実施を予定しています。

保護者の皆様には、休校措置の解除について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。なお、今後の感染状況、国及び県の動向等によって、変更となる場合がありますのでご了承ください。その際は改めて連絡いたします。

1 休校措置解除について

予定していた5月31日までの休校措置を5月18日（月）から解除します。

2 授業再開について〔5月18日（月）～22日（金）〕

5月18日（月）から5月22日（金）まで午前中2～3時間の授業を行います。ただし、感染予防の観点から3密を避けるよう工夫して授業を行います。

※登校及び下校時間、当日の持ち物等については、各学校からメール等によりお知らせします。

※スクールバスについては通常通り運行します。

※上記期間内での給食の実施はありません。

3 運動場の開放について〔5月18日（月）～22日（金）〕

上記期間内において、児童生徒の心身の健康維持のため、下記の時間帯で運動場を開放いたします。ただし、過密を避けるために学年を限定しています。また、けが等の緊急の対応は学校で行いますが、感染症予防対策も含め、利用に当たっては、保護者のご判断をお願いいたします。

(1) 小学校1・2・3年生・・・13:30～14:30まで

(2) 小学校4・5・6年生・・・14:30～15:30まで

(3) 中学生・・・14:30～16:00まで

※体育館及び屋内の施設は開放しません。（遊具の貸し出し不可）

裏面に続きます

※学校規模によって感染のリスクを回避しながら柔軟に対応する場合があります。不明な点は学校にお問い合わせください。

4 部活動について

当面の間、運動部、文化部ともに休止します。

5 個別の対応について〔5月18日（月）～22日（金）〕

上記期間内において、学校での午後からの受け入れを希望する場合は、学校までご連絡ください。なお、午前の授業に引き続き学校に残る場合にはお弁当を持たせてください。

(1) 対象児童・生徒

- ① 小学校1年生・2年生・3年生の児童
- ② 特別支援学級に在籍する児童生徒

(2) 対象家庭

対象の児童・生徒だけを家に残して仕事に出ざるを得ない家庭（保護者の有給休暇の取得が困難）

(3) 受け入れ時間

午後13:00～15:30

(4) 活動内容

学校施設の一部を開放して自主学習等に取り組みます。

(5) 持ち物

- ① 学習に必要なもの
- ② お茶
- ③ お昼をまたぐ場合には弁当